

本市児童自死に係る損害賠償請求事件の和解成立について

1 事件概要

損害賠償請求事件 事件番号：令和5年（ネ）第64号損害賠償請求控訴事件 令和5年（ネ）第111号 損害賠償請求附帯控訴事件
---

平成27年に起きた本市児童の自死について、平成30年に同児童の保護者より市等に対する損害賠償請求事件が提起されたが、この第一審の判決内容を一部不服とし、令和5年4月1日に控訴の提起がなされた。本市においては令和5年8月16日に附帯控訴を提起している。

2 控訴提起から和解までの経緯

期日	内容
令和5年4月1日（土）	【令和5年（ネ）第64号損害賠償請求控訴事件】 児童の保護者が第一審の判決を不服として福岡高等裁判所那覇支部に控訴を提起。市に対し4,986万円余の支払いを求める内容。
令和5年8月16日（水）	【令和5年（ネ）第111号 損害賠償請求附帯控訴事件】 市が福岡高等裁判所那覇支部に附帯控訴を提起。 原判決中附帯控訴人敗訴部分を取り消すこと、附帯被控訴人らの附帯控訴人に対する請求をいずれも棄却すること、訴訟費用は、第一、二審とも附帯被控訴人らの負担とする内容。
令和5年10月19日（木）	口頭弁論期日。 福岡高等裁判所那覇支部より和解勧誘。
令和6年2月6日（火）	福岡高等裁判所那覇支部より和解勧告。
令和6年3月25日（月）	和解期日。和解成立。

### 3 「和解勧告」の履行について

#### 「和解勧告」（一部抜粋）

本件小学校の教諭らにつき、本件児童の自死（本件事故）に対する予見可能性を前提とする注意義務違反ないし自死との相当因果関係があるものとして直ちに法的責任（損害賠償責任）を負うとは認めがたい。

本件について最も望ましい形で適切かつ妥当な解決を図る観点からは、児童が自死に至るといった痛ましく悲惨な事態が再び繰り返されることのないよう、本件事故を通じて得られた教訓等を形あるものとして残し、一審被告である市におけるいじめ防止対策の更なる発展につながる解決を図ることが相当であると思科する。

#### 「和解条項」

- 1 一審被告は、一審原告らに対し、本件和解金として130万円の支払義務があることを認める。
- 2 一審被告は、一審原告らに対し、前項の金員を、令和6年3月31日限り、一審原告ら指定の口座に振り込む方法により支払う。ただし、振込手数料は一審被告の負担とする。
- 3 一審被告は、一審原告らに対し、本件小学校において、本件児童が本件いじめアンケートへの回答を通じて求めていたと考えられる個別対応行われなかったことについて、謝罪の意を表する。
- 4 一審被告は、新第三者委員会作成の本件調査報告書の内容を真摯に受け止め、その提言内容を踏まえ、本件のような痛ましく悲惨な事態が再び繰り返されないよう、いじめ防止対策の更なる強化に向けた取組を推進することを約する。
- 5 一審原告ら及び一審被告は、一審原告ら及び一審被告との間には、この和解条項に定めるもののほかに何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- 6 訴訟費用は、第1、2審を通じ、各自の負担とする。

上記の「和解条項」内容について、本市は、下記の対応を行った。

① 1および2について

令和6年3月29日付け、和解金を原告側へ支払う。

② 3および4について

和解成立当日、市長、教育長コメントを発表した。（別紙）

令和6年3月25日  
教育部教育総務課

### 【市長コメント】

本市の小4児童の自死裁判について、本日、ご遺族との間で和解が成立致しました。

裁判所からは、児童の自死までに面談等の個別対応ができなかったことについて市が謝罪の意を表し、再発防止に向けてさらなる強化に向けた取り組みを推進することを約束することが本件裁判の相当な解決であるとの和解勧告がなされ、本市としてもこれを受け入れることが適切であると判断して、本日の和解に至っております。

和解において約束したように、本市では今後ともいじめ対策について努力を続けていく所存です。

### 【教育長コメント】

本市の小4児童の自死裁判について、本日、ご遺族との間で和解が成立致しました。

裁判所は、この裁判の解決としては判決をするよりも和解によることが相当であると判断して、双方当事者に和解を勧告しました。

その内容は、児童の自死までに児童が求めていたであろう教員による面談等の個別対応ができなかったことについて謝罪の意を表し、また、再発防止に向けてさらなる強化に向けた取り組みを推進することを約束することとなっております。これらに加えて、市が和解金としてご遺族に130万円を支払うことが和解の内容となっております。

この和解金は市の法的責任を前提とするものではなく、これまでの一切の事情を勘案した和解金であると理解しております。

本市としても裁判所の和解勧告を受け入れることが適切であると判断して、本日の和解に至りました。

本市では既に第三者委員会の提言を踏まえたいじめ対策を講じておりますが、今後ともいじめ対策についてさらなる努力を続けていく所存です。